

3 トピックス

オンライン手続き相談窓口利用の流れ

1 区役所に行く

- ・平日(祝・休日は除く)8時30分~17時15分(木曜日は19時まで)
- ・予約不要
- ・設置場所は各区役所総合案内にお尋ねください

2 端末の前に座る

3 画面の「窓口につなぐ」を押す

オペレーターにテレビ電話でつながります

- この後の操作は、オペレーターが話を聞きながら遠隔で行います。
※パスワードはご自身で入力していただきます。
- 氏名・住所などの入力が必要な場合も、窓口に設置したカメラを使って、オペレーターが免許証などに記載の情報を代理入力します。

オペレーターに相談できること

◆マイナポータルでの手続き

- ・マイナ保険証の登録
- ・公金受取口座の登録や確認
- ・わたしの情報(税・お薬・予防接種など)の確認 など

◆市の電子申請での手続き

- ・市の各種電子申請
- ・各種イベント申し込み
- ・市政だより「まちがい5」の申し込み など

◆区役所窓口予約

そのような人たちに向けた安心のサポート！ オンライン手続き相談窓口

KitaQ DX

デジタルで 快適・便利な 幸せなまちへ



マイナンバーカードを作ったものの…



スマートフォンやパソコンを持っていない人、苦手な人はどうしたら…

昨年12月2日から健康保険証の利用ができなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みへ切り替わりました。

「マイナンバーカードは持つているけど、保険証の利用登録がまだ」という人に向けて、各区役所に設置しているオンライン手続き相談窓口では、オペレーターが画面

と一緒に確認しながら、マイナンバーカードへの保険証のひもづけ(マイナ保険証の利用登録)をサポートします。

その他、市の各種手続きのオンライン申請や区役所窓口予約もサポートしています。ぜひこの機会にオンライン手続き相談窓口をご活用ください。

マイナ保険証の登録をオペレーターがサポートします



問 政策局DX・AI戦略室 ☎ 582-2144

確定申告の申告期限は3月16日まで

令和7年分の所得税と復興特別所得税・贈与税の確定申告の申告期限は3月16日(月)です。個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告期限は3月31日(火)です。

確定申告が必要な人

●事業所得や不動産所得等がある人で、令和7年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

●給与所得者で、▼給与の収入金額が2000万円を超える人

▼給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人

年金受給者で申告が不要な人

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人には、所得税の確定申告の提出は不要です。ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

確定申告が必要ない人でも、市民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市政だより2月1日号でご案内します。

確定申告会場は予約が必要です

会場では、原則、スマートフォンとマイナンバーカードにより、ご自身で操作して申告書を作成します。マイナンバーカードを使って申告する際は、カード発行時に設定した①利用者証明用電子証明書(英数字6~16文字)のパスワードが必要です。

※①②について、忘れてしまった場合は、住所

地の区役所市民課がマイナンバーカー

ド特設コーナーなどで再設定の手続きを行ってください(詳細は各区役市民

会場に問を)。

●来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類とマイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。

●会場での相談を希望する人は、LINEアプリでのオンライン事前予約が必要です。各会場で当日配布する入場整理券については、その日の相談枠がなくなり次第、受け付けを終了します。

●申告書作成に必要な書類とマイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。

●会場